

地域観光振興事業費補助金交付要綱

平成17年7月12日 国総観振第 49号
改正 平成18年5月25日 国総観振第 24号
平成19年2月19日 国総観振第151号

(通則)

第1条 地域観光振興事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 地域観光振興事業費補助金については、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下「外客誘致法」という。）第7条に規定する認定構想推進事業者（以下「認定構想推進事業者」という。）又は認定構想推進事業者及び地方公共団体、その他観光関係団体等を構成員とする協議会（以下、「協議会」という。）又は広域的な観光振興を行う者等これに準ずるものとして国土交通大臣（以下「大臣」という。）が認定した者が行う、国が設置した検討会の推薦に基づき同法第8条の大臣の認定を受けた地域観光振興事業計画に基づく事業又はこれに準ずるものとして大臣の認定を受けた計画に基づく事業（以下「地域観光振興事業」という。）に要する経費並びに同法第2条第4項に規定する公共交通事業者等が行う、同法第21条に規定する情報提供促進実施計画（以下「情報提供促進実施計画」という。）に基づく情報提供促進措置事業（以下「情報提供促進措置事業」という。）に要する経費の一部を国が補助することにより、国際競争力のある観光地づくり並びに外国人が一人歩きできる環境整備を促進することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 認定構想推進事業者又は協議会又は広域的な観光振興を行う者等これに準ずるものとして大臣が認定した者（以下「第一号補助対象事業者」という。）。なお、協議会（法人格の有無を問わない。）は、以下の要件をすべて満たしていること。

- イ 定款、寄付行為に類する規約等を有すること
- ロ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立され、責任体制が明確であること
- ハ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ニ 団体活動の本拠としての事務所を有すること
- ホ 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員がその協議の結果を尊重する義務を負うことが規約等に定められていること

二 外客誘致法第2条第4項に規定する公共交通事業者等のうち、同法第20条の規定に基づき大

臣が情報提供促進措置を講ずべき区間として指定した区間において事業を経営する公共交通事業者等（以下「第二号補助対象事業者」という。）。

（交付の対象等）

第4条 大臣は、第一号補助対象事業者が行う地域観光振興事業（以下「第一号補助対象事業」という。）又は第二号補助対象事業者が行う情報提供促進実施計画に基づく情報提供促進措置事業（以下「第二号補助対象事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において第一号及び第二号補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 前項の大臣が認める補助対象経費及び補助率は、第一号補助対象事業については別表一、第二号補助対象事業については別表二のとおりとする。

3 第一号補助対象事業について国が交付する補助金の額は、地方公共団体の負担する額以内とする。地方公共団体の負担する額とは、以下の各号をいう。

イ 都道府県及び市区町村が補助金等により認定構想推進事業者に支出する金額

ロ 都道府県及び市区町村が負担金等により協議会に支出する金額

（補助金交付申請）

第5条 第一号及び第二号補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書により第一号及び第二号補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第7条 第一号及び第二号補助対象事業者は、第一号及び第二号補助対象事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な場合を除く。）は、様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の「軽微な場合」とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和30年中央連絡協議会）による。

（交付決定の変更及び通知）

第8条 大臣は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第4による交付決定変更通知書により第一号及び第二号補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 第一号及び第二号補助対象事業者は交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第10条 大臣は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、第一号及び第二号補助対象事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(状況報告)

第11条 第一号及び第二号補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 第一号及び第二号補助対象事業者は、第一号及び第二号補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、当該補助対象事業者は、状況報告書にその理由を付してすみやかに大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 第一条及び第二条補助対象事業者は、第一号及び第二号補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条に規定する完了実績報告を受けた場合において、その報告に係る第一号及び第二号補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、第一号補助対象事業については別表一、第二号補助対象事業については別表二に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7による額の確定通知書により第一号及び第二号補助対象事業者に通知するものとする。

(返還命令)

第14条 大臣は、第一号補助対象事業者が補助金の交付を受けたにもかかわらず、当該年度内(地方公共団体における出納整理期間を含む。)に別表一に規定する当該地域が補助対象経費の5分の3を乗じて得た額以上の額の負担をしなかった場合は、当該補助対象事業者に対し、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 大臣は、第二号補助対象事業者が補助金の交付を受けたにもかかわらず、当該年度内に第二号補助対象事業者が補助対象経費の3分の2を乗じて得た額以上の額の負担をしなかった場合は、当該補助対象事業者に対し、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第一号及び第二号補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第15条 第一号及び第二号補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第16条 第一号及び第二号補助対象事業者は、国から補助金の概算払を受けようとするときは、様式第9による補助金概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第17条 第一号及び第二号補助対象事業者が第一号及び第二号補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない。

(取得財産の管理等)

第18条 第一号及び第二号補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、第一号及び第二号補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

2 第一号及び第二号補助対象事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定める耐用年数を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 取得財産等を処分することにより収入がある場合は、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(補助事業に関する書類の保存)

第19条 第一号及び第二号補助対象事業者は、補助金の交付の対象となった地域観光振興事業又は情報提供促進措置事業に関する書類は、事業完了の属する年度の翌年度から5年間、保存しておかななければならない。

(補助金交付の際付すべき条件)

第20条 大臣は、第一号及び第二号補助対象事業者に補助金を交付するときは、適正化法、適正化法施行令及びこの要綱に従わなければならないことを条件として付さなければならない。

附 則(平成17年7月12日 国総観振第49号)

この要綱は、平成17年8月15日から施行する。

附 則(平成18年5月25日 国総観振第24号)

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則（平成19年2月19日 国総観振第151号）

1. この要綱は、平成19年2月19日から施行する。
2. 平成19年度の地域観光振興事業費補助金の交付に限り、第4条第3項の口の次に次の1号を追加する。
 - ハ 地域観光振興計画に基づき、都道府県及び市区町村が実施する観光振興事業に要する経費

別表一

補助対象経費	<p>地域観光振興事業の実施に要する以下の経費とする。</p> <p>(1) 観光商品の企画開発・商品化事業費用 周遊パス等の開発・制度設計等のための専門家の派遣等 制度設計費、印刷物作成費、その他これに関連する経費</p> <p>(2) 地域イベント活性化事業費用 専門家の派遣等制度設計費、印刷物作成費、その他これ に関連する経費</p> <p>(3) インターネットによる多言語情報発信事業費用 多言語WEBコンテンツ作成費（システムの設計・構 築・運用試験、ハードウェア料金、保守管理等）</p> <p>(4) 多言語人材育成事業費用 講師等の派遣費、教材の作成費、その他これに関連する 経費</p> <p>(5) 観光案内所、観光交流施設等の整備・運用費用 伝統的建築物の購入費、修繕・改築費、案内所等の運営 費、多言語の観光パンフレット・地図等の作成費、その 他これに関連する経費</p> <p>(6) 外国人対応観光案内標識等の整備費用 外国人対応の観光案内標識等の整備費</p> <p>(7) 手づくり観光サービス起業化支援事業費用 地域資源を活用した土産品等の開発・販売事業等の起業 化支援及び空き店舗活用事業、その他これに関連する経 費</p> <p>(8) 外客満足度向上事業費用 外国人観光客の満足度向上に資する観光施設等の満足度 診断事業、外国語放送受信システム導入事業、その他こ れに関連する経費</p> <p>(9) 上記(1)～(8)の事業を実施する場合の、これと一 体となって実施することにより効果が見込まれる事業 費、調査費</p>
補助率	2/5
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額</p> <p>(2) 補助金交付決定額</p> <p>(3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控 除した額に2/5を乗じて得た額</p> <p>(4) 当該地域が国と協調して負担する額の3分の2を乗じて 得た額</p>

※補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相

当分については、補助対象としないものとする。

(注)

1. 第2条の地域観光振興事業について、訪日外国人旅客の入込数等が直近の年度において年5%程度増加している地域であって、以下に例示する指標から観光地の国際競争力の向上が見込まれるものである場合であって、かつ、当該事業が地方公共団体の行う事業との適切な役割分担のもとに行われるものに限りに、補助対象とする。
 - ・ V J C 地方連携事業に取り組むなど訪日外国人誘致に向け積極的に活動していること
 - ・ 国内交流人口の増加事業などその他の観光振興策にも積極的に取り組んでいること
 - ・ 広域的な連携や農業、水産業等地場産業との連携が進められていることなど他地域・他産業との連携が進められていること
 - ・ 事業実施の資金の確保が明確であるなど計画の具体性・実行可能性が高いこと
2. 補助対象期間は以下のとおりとする。
 - ・ 補助対象期間は2年以内とする。ただし、国が設置した検討会の事業評価において、当該補助対象期間の事業が適切に執行され効果があったとの評価を得た補助対象事業者であって、新規に事業を追加して行うことにより一層の効果が見込まれる場合は、当該補助対象事業者の補助対象期間を通算5年以内とする。
 - ・ 開始から2か年を経過した補助対象事業に係る経費については、補助対象としない。
3. 「当該地域が国と協調して負担する額」とは、以下のものをいう。
 - (1) 補助対象事業者の負担金
 - (2) 地方公共団体の補助金、負担金等
 - (3) 観光関係事業者、商工会、商店街等の協賛金
 - (4) 上記の団体等の職員が地域観光振興事業に従事する場合における人件費相当額
 - (5) 住民等からの寄付金

別表二

補助対象経費	情報提供促進措置事業の実施に要する以下の経費とする。 (1) 乗車船券の券面に外国語等による情報を併記するための事業費 (2) 外国語等による操作案内機能を有する券売機・運賃精算機を導入するための事業費 (3) その他外国人旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報提供促進措置を講ずるための事業費
補助率	1 / 3
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額

※補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

(注)

第2条の情報提供促進措置事業について、外客誘致法第4条第1項第一号の区域を目的地とする区間である場合に限り、補助対象とする。